## 秋田大学新型コロナウイルス感染拡大防止の取組一覧

## 令和3年4月13日現在

令和3年4月13日現在		日日ルンの計四本しの子が	A & I = 2 L =	講演会等イベント・行事
対象	県外移動	県外からの訪問者との面談	会食について	(学内での会議を含む。)
	<ul><li>○不要不急によるものは控える。</li><li>○真に必要な場合に限り予め所属の部局長に届出すること。</li><li>○秋田に戻った日から14日間は自宅待機の上健康観察を行い、この間は大学構内への入構は認めない。</li><li>※所属部局長の判断により県外移動の事由の必要性・緊急度を勘案した上で自宅待機の期間を短縮し、大学構内への入構を認める場合がある。</li></ul>	〇真にやむを得ない事情により面談が必要な場合は、事前に所属の部局長の許可 を得ること。	つけ、4名以下で可能な限り短時間と し、大声での会話は控える等感染防止に 努めること。	
	〇真に必要な場合に限り移動の1週間前までに所属の学務担当に届出し、所属長	<ul><li>○真にやむを得ない事情により面談が必要な場合は、面談の1週間前までに所属の学務担当に届出し、所属長の許可を得てから面談すること。</li><li>○学外での面談についても極力避けること。</li></ul>	〇会食の機会において、「感染リスクが高まる5つの場面」に充分に気をついたの場面」に充分間とり短いででではないででではないででではないではないでででは、ないでは、ないでは、ない	〇対面、遠隔授業を併用して実施することとし、対面授業の場合は、座席間隔を2mとする。
	※1:就職活動の面談等のために県外移動する場合は、面談等をWEB等で代替できないか確認してから届出をすること。 ※2:届出は移動の1週間前としているが、緊急に移動を必要とすることとなった場合は、その時点で速やかに届出をすること。 ※3:自宅待機中は不要不急の外出を避け、1日1回程度の食料の買い出し等に留めること。また、自宅待機期間中は検温等の健康観察を行い、発熱等体調に異変がある場合は保健管理センターの「体調不良の報告サイト」より速やかに報告すること。 ※4:大学のルールを遵守しない場合は、処分の対象となることがある。 ※5:今後の感染状況によっては取扱いを変更することがあるため、少なくとも1日1回はa・netを確認すること。			
※以下は医学部・	 			
医学部・附属病院	【診療応援による県外移動】(令和3年4月7日以降) 〇東北地区においても新型コロナウイルス感染症の感染者が急増している状況を 考慮し、医学部及び附属病院における感染防止を徹底するため、今後は極力控え ること。 〇相手方の医療機関から診療応援の要請があり、真にやむを得ず診療応援による 県外移動を行う場合は、事前に部局長の許可を得た上で行うこと。 この場合、原則、秋田に戻った日から14日間は自宅待機の上健康観察を行い、	〇診療等に使用する医療機器のメンテナンス及び修理等については例外とするが、以下の点に留意すること。 1)業者が触れる物を最小限にするため、事前に移動可能な物は移動させてから業者を受け入れること。 2)作業後は機器本体の消毒を業者に依頼すること。 3)作業した部屋全体の消毒拭き等は病院スタッフが行うこと。 4)「県外業者院内立入記録簿」に記入し、調達課へ提出すること。 5)業者の立入は最小限のルートとし、図面に記載の上、4)の記録簿とともに		